

# 都城市立庄内中学校 部活動に係る活動方針

## 1 本方針策定の趣旨等

- 「都城市立庄内中学校 部活動に係る活動方針」は、「都城市部活動の在り方に関する方針」に則り、本校の部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましい環境を構築するとともに教員の負担軽減を図るという観点に立ち、部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。
  - ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、運動部活動においては、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
  - ・ 文化部活動においては、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスの取れた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
  - ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。
  - ・ 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築する。

## 2 適切な指導・運営のための体制の整備

- ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の運動部・文化部を設置する。
- イ 校長は、部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- ウ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

## 3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- ア 校長及び部顧問は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成 25 年 5 月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。文化部顧問もこれに準ずる。市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

ウ 文化部顧問においては、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保から休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するとともに、生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とのコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

エ 部顧問は、中央競技団体等が作成する「運動部（文化部）活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引」を活用して、ア～ウに基づく指導を行う。

オ 部顧問は、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

## 4 運営の基本方針等

### (1) 運営の基本方針

部活動は、その組織運営、教育課程への位置付けなど通常のエド育活動と性格を異にするものの、生徒の健全な成長において大切な役割をもつ重要な教育活動である。生徒が、学年、学級の所属を離れ、希望する部に入って活動することによって、学校の教育目標の達成を目指し、心と体と技を磨き、情操を豊かにしていくことを目的とする。

そこで、学校は生徒の願い、保護者の要求、地域社会の実態を踏まえて、特色ある活動ができるように努力する必要がある。

このような趣旨を踏まえて、様々な問題の解決と条件の整備に努力し、部活動の望ましい運営がなされるよう全職員の理解と協力が望まれる。

### (2) 運営上の留意点

#### ① 入部・退部について

- 毎年入部にあたっては、全学年の生徒に【入部申込書・誓約書】を提出させる。
- 2、3年生については、現在の活動を続けるように指導する。
- 1年生は、原則的に4月中は試行仮入部期間とし、部を変更しても可とする。ただし、中学入学以前に同一種目での豊富な経験があり、4月当初から練習活動に参加できる技能を有する場合には、部顧問会等での了解により、4月中の正式入部を認める場合もある。
- 退部する場合は、本人の意志、理由を十分に聞き、顧問、学級担任、保護者が十分に話し合い、望ましい指導・助言を与える。その後「退部届」を提出させる。

#### ② 部活動の掌握について

- 部顧問は、部活動の全体を掌握し運営する。
- 安全に最大限の配慮をし、事故防止に努める。
- 交通安全を守らせ、自転車を使用する場合には、必ずヘルメットを着用させる。

#### ③ 部の活動について

##### ア 平日の活動

- 放課後を原則とする。それ以外で活動する場合は、職員会の了承を得る。
- 活動中には顧問又は外部指導者(以下コーチ)が、顧問の方針の下で指導にあたる。
- 原則として部顧問のいない時は活動できない。活動するときは副顧問や他の部の顧問に依頼する。
- 午前中で授業が終わる場合は原則として帰って昼食を取る。部顧問の責任のもと、弁当を持参し、決められた場所で部でまとまって食べる場合には、教室は使用せず、技術室、被服室等を使用し、戸締まりを確実にを行う。

#### イ 各種行事との関連

- 活動においては、学校行事・生徒会行事を優先する。

#### ウ 土・日・祝・祭日の活動

- 顧問及びコーチが同行していることを活動の条件とする。
- 活動開始時刻は規定しない。終了時刻はその月の終了を守る。

#### エ 休養日

- 原則として、週に1日（木曜日）は休養日とする。また、土・日のうち、どちらか1日は休養日とする。また、公式試合や大会（発表会、コンクールを含む）への参加を除き、第3日曜日（「家庭の日」）は練習活動を実施しない。
- 行事等の事情により、すべての部活動で停止日を設けることがある。

#### オ 長期休業日の活動

- 顧問は休業中の活動計画を提出する。
- 活動開始時刻は規定しない。終了時刻はその月の終了時刻を守る。
- 生徒の疲労等を考慮し、適当な休養日を設定する。

#### カ テスト前における活動の停止

- 中間テストの3日前、期末テストの5日前から活動停止とする。（土・日・祝・祭日も含む。）
- テスト中の放課後の活動は禁止とする。  
ただし、近日中に大会がある場合はテスト前でも、全職員の下承を得て、昼休み又は放課後に1時間程度活動することができる。

#### キ 練習試合・大会参加

- 顧問が計画し、事前に教頭に報告する。

#### ク 活動時間の延長

- 11月～2月に開催される九州・全国につながる大会の一週間前のみ、以下の事項を厳守の場合、延長することができる。延長時間は、終了時刻が6時30分を超えない範囲とする。
  - ・ 職員会の下承を得ている。
  - ・ 保護者の同意を得て、下校時の安全が確保されている。
  - ・ 学習に支障がないようにさせる。

#### ケ 活動の停止

- 学校の規則、部活動の規則に違反した場合は、活動を停止し校内の美化活動等を行う場合がある。
- 停止期間は職員会の下承を得る。

#### コ 学級担任と顧問の連携

- 常に顧問と学級担任は連絡を密に取り、効果的な指導を行う。
- 放課後、学級担任等が部活動生に指導を行う場合は、必ず顧問と連絡を取る。

#### ④ 部活動の精選について

部員数の減少に伴い、以下の場合、部活動の精選を行う。

- ・ 部員がいなくなった場合は休部とする。
- ・ 休部状態の場合、次年度以降の新入生の状況を踏まえて、部員募集の有無について検討する。（競技可能な人数が確保できる場合は部員募集を行う。確保できない場合は部員募集を行わず、廃部とする。）

### (3) 部顧問会

必要がある場合は部顧問会を開き、以下のことについて協議する。

- |                  |            |
|------------------|------------|
| ・ 部活動生の学習や生活について | ・ 部活動での諸問題 |
| ・ 入部申込書及び誓約書     | ・ 後援会での諸問題 |
| ・ 部の経費           | ・ 活動場所     |

### (4) 全体の指導

定期的に、各部キャプテン、副キャプテン、各部学年リーダーを集め、部活動状況報告や生活指導に当たる。

また、必要がある場合は部活動生集会を開き、全部活動生に対し指導を行う。

## 都城市立庄内中学校部活動規則

### 1 ねらい

- (1) 庄内中学校生としての自覚を持ち、あいさつや積極的な行動を心がけ、学校の活性化に寄与する。
- (2) 活動を通じて、礼儀・責任・協力・望ましい人間関係を身につけるとともに、たくましい精神力を養う。
- (3) 技能の習得と、体力・健康の増進を図る。
- (4) 自分の持っている能力を最大限に伸ばす。

### 2 活動時間

- (1) 部活動の終了時刻は次の通りとする。

月	部活動終了時刻	月	部活動終了時刻
4月	18:30	10月	18:30
5月	18:30	11月	17:45
6月	19:00	12月	17:30
7月	19:00	1月	18:00
8月	18:30	2月	18:00
9月	18:30	3月	18:30

- (2) 活動終了後は15分以内に校門を出る。
- (3) 練習終了後は、速やかに下校し、寄り道はせず、交通安全に留意する。
- (4) 特別な事情が生じた場合は職員会で協議する。
- (5) 11月は中体連県秋季大会に出場する部は、県大会まで10月の時間によることができる。また、5月は中旬以降6月の時間によることができる。
- (6) 4月中の1年生は、18:00を目途に顧問で判断し、早めに下校させる。

### 3 部室の使用

- (1) 部室の使用については、常に整理整頓を心掛ける。
- (2) 部活動時以外の使用は禁止する。
- (3) 部室の戸締り、消灯、後片付けなどは責任を持って行う。

### 4 体育館の使用

- (1) 土足、上履き、体育館シューズの区別をつける。
- (2) 体育館の戸締り、消灯、コート整備、後片付けなどは責任を持って行う。

## 5 グラウンドの使用

- (1) グラウンド内の危険物、ゴミ等は練習前に拾っておく。
- (2) 後片付けをきちんとし、用具やボール等が落ちていないことを確認する。
- (3) 雨天時の練習については、顧問が話し合っ活動場所を決める。

## 6 その他

- (1) 庄内中学校の生徒として誇りを持ち、あいさつをきちんとする。
- (2) 練習試合、大会等で礼儀やマナーをきちんと守る。
- (3) 学校内外を問わず、練習試合や大会で訪れた場所は、来たときよりも美しくして帰るよう努める。
- (4) 土、日、祝・祭日、長期休業中の練習や練習試合の行き帰りは、制服、体操服、または部で決められた服装を着る。